

真実を伝える紙 組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

労働組合がある企業では、賃上げ額（および賃上げ率）、ボーナス支給額は通常、以下の賃金交渉の過程を経て決定されます。

①労働組合が春闘では全従業員の平均賃上げ要求額（および平均賃上げ要求率）を、夏季・年末一時金闘争では従業員平均のボーナス要求額を使用者（会社）に提示します。

②労働組合の要求額を元に、労働組合と会社との団体交渉が行われ、会社が労働組合に賃上げ・ボーナス回答を提示します。

③労働組合は会社の賃上げ・ボーナス回答に不服な場合、会社上に積み回答を要求してストライキを執行することがあります。会社はストライキを

受けて上積み回答するかどうか決定し、その結果を労働組合に提示します。

④一連の団体交渉とストライキの結果、労働組合が賃上げ・ボーナス回答を了承した時は会社はその旨を通知し、賃金交渉が妥結します。

以上の賃金交渉の形態は集团的労使交渉ですが、日本IBM、キンドリルジャパン両社には他の企業と決定的に違う点があります。それは、上記②の過程で会社が提示する賃上げ・ボーナス回答が、全従業員の平均賃上げ額、平均ボーナス支給額ではなく、組合員個別の賃上げ額、ボーナス支給額で

ある点です。そのため、組合と両社との間では全従業員の賃上げ・ボーナスに関する集团的労使交渉は成立しないのです。

そもそも集团的労使関係とは、従業員を個人ではなく1つの集団とみなし、企業と対等な関係を構築する考え方であり、労働者は労働組合を組織することで、従業員に対して圧倒的に立場が強い企業と対等の交渉、つまり集团的労使交渉を行うことができるのです。このことは日本国憲法第28条が定める労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）で保障されています。

したがって、労働組合に加入している労働者は「会社対個人」の関係を

「会社対労働組合」の関係に持つてゆくことができます。当労働組合の組合員は「会社対個人」の関係の中では言いにくい賃上げ・ボーナスに対する不満や要望を、「会社対労働組合」の関係の中で堂々と主張することができます。

組合は、両社と全従業員の賃上げ・ボーナスに関する集团的労使交渉を行うため、今23春闘要求書でも例年通り、集团的労使交渉に必要な情報として全従業員の賃上げ・賞与データ（平均賃上げ額、平均賃上げ率、平均ボーナス支給額など）を回答することを両社に要求しています。

今23春闘の最新情勢は、組合が6月29日に5次ストを構えて、5次回答指定日を6月27日として両社に要求を出し、回答待ちの状況ですが、その要求項目の中にも、全従業員の平均賃上げ額、平均賃上げ率などの回答要求

を入れていきます。従業員の生活を直撃している物価高騰が収束するどころか、いまだに高い水準にとどまるなか、両社は全従業員の平均賃上げ額、平均ボーナス支給額を回答することで誠実な集团的労使交渉を行い、賃上げ・ボーナス回答を上積みすべきです。

組合に加入しよう

従業員の皆さん、今からでも遅くありません、ぜひ、あなたも組合に加入して賃金を上げましょう。ストライキ、賃金交渉に参加しましょう。組合員数の拡大は、賃上げ、労働条件改善を実現する交渉力の拡大となり、さらに雇用をまもる力、労働条件の不利変更の抑止力ともなります。

組合加入申込書は、組合ホームページ「当支部の紹介」の「組合加入申込書」からPDFでダウンロードできます。必要事項を記入し組合メールアドレスに送付して下さい。

6月29日5次スト計画 5次回答 誠実な集团的労使交渉を行い 賃上げ・ボーナス回答を上積みせよ



裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用賃金差別裁判	7/13(木) 15:00 東京地裁510号法廷
A I 不当労働行為事件	9/06(水) 14:50 都庁第一庁舎南1階集合
定年後再雇用不当労働行為事件	組合ホームページをご確認下さい

賃金は会社の中で生き生きと仕事をしたい。上でのモチベーションに直結しているが、IBMにおいてはどうか。5月1日付賃上げの組合推定平均賃上げ率はわずか1.0%と低水準である。給料は上がらず、どの部門も、仕事の量は変わらないまま人員は削減され、社員は疲弊しきっている。淡々と退職勧奨を行い、部下をねぎらう言葉もないラインもいる。▼一体、どんなモチベーションを持ったら、この会社で生き生きと働くことができるのかと首をかしげたい。▼実際に、まともな賃上げもされず長時間労働で疲れ切っている人の中には、評価を気にして黙って耐えている人がある。しかし、従業員が自ら声を上げなければ、会社が従業員の窮状を認識することはない。今こそ声を大にして叫ぶ時である。(K)





6月21日金属機械反合闘争委員会は、東京都内で第292回金属反合共同行動を展開しました。今回の金属反合共同行動は、官民共同行動実行委員会（東京国公、全国一般東京、JMITU東京、全印総連東京、千代田区労連で構成）が主催する官民共同行動とのコラボで実施。官と民がかえり合う早期解決と官と

第292回金属反合共同行動&官民共同行動 争議の解決と大幅賃上げを強く要求

2つの共同行動を展開

午前、金属反合共同行動では、朝からノバ・バイオメディカル本社前で、昼休みには日本IBM・キンドリルジャパン本社前で争議解決を求める行動を行いました。午後の官民共同行動では、人事院前で、国税庁

民の大幅賃金引き上げを掲げ行動を共にしました。2つの共同行動を展開 午前の金属反合共同行動では、朝からノバ・バイオメディカル本社前で、昼休みには日本IBM・キンドリルジャパン本社前で争議解決を求める行動を行いました。午後の官民共同行動では、人事院前で、国税庁

どんな攻撃も跳ね返す

朝からのノバ・バイオメディカル本社前行動では、伊庭委員長が「長時

で起こった分限免職の撤回を求める行動を行い、その後、人事院に対し大幅賃金引上げの人事院勧告を出すように要請行動を行いました。続く厚労省前では、国立ハンセン病資料館の不当解雇撤回を求める行動を行い、その後、厚労省にハローワーク相談員の無期雇用転換を行うように要請行動を行いました。

理由を示さない不十分説明

U担当からは、次の2回の部門会議において、所属部員の給与制度が今年からオンコミッション（営業報酬）制度に変わるという話がありました。1月24日の部門会議

U担当が、所属部員の給与制度が今年からオンコミッション制度に変わることを伝えただけで、それ以外の説明はありませんでした。2月2日の部門会議

んを含む非営業職3名がオンコミッション制度に移行するという方針を伝えましたが、非営業職にオンコミッション制度を適用する理由の説明はありませんでした。また、所属部員の営業職の1人が、オンコミッション制度の仕組みの説明と、オンコミッション制度では営業成績によつて現在よりも賞与が減り、そのため年収が減る可能性があるという説明をしました

U担当が、所属部員の給与制度が今年からオンコミッション制度に変わることを伝えただけで、それ以外の説明はありませんでした。2月2日の部門会議

会社の一方的な労働条件の不利益変更を絶対に許さない

組合はNさんへのオンコミッション制度の適用に関して、書簡にて会社以下1、2の要求への文書回答を要求し、現在、団体交渉にて協議

間労働や有給休暇の未消化などの改善を求めているが、会社は改善に向き合おうとせず、退職する社員や病気になる社員がでている。このような状況で会社は、私に対し職種変更や異動、労働条件の変更で嫌がらせをおこなっている。都労委から争議の拡大をしないように要望書が出た。東京地裁では裁判長の意見で、今回の人事異動を重く受け止め、この問題を早期に話し合いで解決する方向に変わった。今後どんな攻撃があつても頑張る」と決意表明が行われました。

労働委員会で重要な局面

日本IBM・キンドリルジャパン本社前行動では、最初に主催者挨拶として金属反合共同行動委員会の生熊委員長が「IBM事件は、都労委で重要な局面を迎えている。定年後不当労事件は7月に命令。AI不当労事件は、労働委員会が和解案を出すことになった。和

組 合 なん だ も も 相 談 窓 口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	T S D L . I S E L	大岡 義久	712-5175
Kyndryl	箱崎	サービスエクセレンス	笹目 芳太郎	080-5915-6329
IBM	大宮西	T S S . C E	佐久間康晴	205-7817
Kyndryl	幕張	D e l i v e r y	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	T S S	河本 公彦	205-5204
事務所 連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付 (要予約)			
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町 法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			

解に向かうのか、決裂するのか大きな分かれ道となる」と述べました。続いて、国立ハンセン病資料館解雇撤回争議団の稲葉さんとJAL争議団・被解雇者労働組合の山口委員長が日本IBM支部と共に争議解決のためたたくと連帯の挨拶を行いました。定年後再雇用裁判の杉野原告が「日本IBMはシニア契約社員への差別をやめるべきだ」と会社の姿勢を批判しました。当支部の大岡委員長は「争議の解決を目指す。別の問題が出れば新たな争議も辞さない」と決意表明しました。社前行動後の要請行動では、日本IBMとキンドリルジャパンそれぞれの社長宛の要請書に対応した会社担当者に手渡し、争議の早期全面解決を要請しました。



物価高騰の折、もしも現在よりも年収が減る可能性のある報酬プランを強要されたら、あなたは どうしますか? 「部門の方針だから」「グローバルからの指示だから」「仕方がない・」と黙って受け入れてしまうのでしょうか? こうした報酬プランを有無を言わせず一方的に従業員に強要し、従業員の生活を顧みない部門がT L Sです。今回はこの部門の深い闇の一例をご紹介します。

T L S部門の深い闇 年収が減る可能性のある報酬プランを強要

オンコミッション制度 非適用部門に強制適用

Nさんの所属部門であるT L Sソリューションデザインには、U担当のもとに営業職と非営業職の部員が所属しており、Nさんは非営業職の部員です。このT L Sソリューションデザインでは、年初の部門会議において、所属部員の給与制度が今年から営業職、非営業職の区別なくオンコミッション（営業報酬）制度に変わるという話がありました。しかし、今回のオンコミッション制度の適用方針は、今まで適用されていなかった部門に現在より年収が減る可能性のある給与制度の適用、つまり労働条件の不利益変更を強要しようとしており、従業員の生活を軽視した方針であると言わざるを得ません。また、レベニューのような営業目

標を持たない非営業職にオンコミッション制度を適用することは不適切です。

U担当からは、次の2回の部門会議において、所属部員の給与制度が今年からオンコミッション（営業報酬）制度に変わるという話がありました。1月24日の部門会議

U担当が、営業職5名と非営業職4名から成る所属部員9名全員がオンコミッション制度に移行する、段階的に今年2月から3月にかけて営業職5名と非営業職1名が、5月から6月以降にNさんを含む非営業職3名がオンコミッション制度に移行するという方針を伝えましたが、非営業職にオンコミッション制度を適用する理由の説明はありませんでした。また、所属部員の営業職の1人が、オンコミッション制度の仕組みの説明と、オンコミッション制度では営業成績によつて現在よりも賞与が減り、そのため年収が減る可能性があるという説明をしました

中です。1. オンコミッション制度に関する質問に文書回答すること。

非営業職にオンコミッション制度を適用する理由を含め詳しい説明が無い、また会社が作成した正式な資料に基づいた説明が無い、などの問題点がありますので、下記の要求に文書回答することを要求します。

(1) 非営業職にオンコミッション制度を適用する理由を回答すること。

(2) 非営業職にオンコミッション制度を適用する際、営業職のレベニューのような明確な目標が無いなか、目標をどのように設定するのかを回答すること。

(3) オンコミッション制度が適用されると時間外勤務手当を請求できなくなるのかを回答すること。

コムッション制度を適用した場合、適用前後の年収の変化を含め労働条件はどのように変わるかの説明資料を提示すること。2. Nさんへのオンコミッション制度の適用を実施しないこと。Nさんはオンコミッション制度の適用を受ける意思がないことを通告します。オンコミッション制度の適用にあたっては、その実施内容を組合と団体交渉で事前協議し、合意のもとで実施すること を要求します。また、Nさんへのオンコミッション制度の適用について組合と協議中に、オンコミッション制度の適用を強行することは、組合活動に対する支配介入になります。このような行為を行わないよう要求します。

組合と協議中にもかかわらず、T L S部門はオンコミッション制度への移行を強引に進めていきます。今後の展開については「かいな」にて続報させていただきます。